

保険医療機関及び保険薬局の皆さまへ

診療報酬明細書等の「特記事項」欄の記載に関するお願い

第三者行為に係る診療報酬明細書等の記載について、患者の疾病、負傷又は死亡が第三者による不法行為（交通事故等）によって生じたと認められる場合は、診療報酬明細書等の特記事項欄へ「10 第三」と記載することとされております。

保険医療機関等においては、日々の診療活動の際、患者の疾病等が第三者行為によって生じたと認められる場合には、特記事項の記載漏れが生じないようご協力お願いいたします。

< 第三者行為の例 >

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ・ 交通事故（自動車・自転車） | ・ 歩行者同士の接触事故 |
| ・ ゴルフ、スキーでの事故 | ・ 犬咬傷事故 など |

【本件に関する問い合わせ先】

千葉県国民健康保険団体連合会

業務課 求償係

電話 043-254-7356（直通）